

○ 外国証券業者に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十七号）

改正案	現行
<p>（業務の規制） 第二十四条（略） 2519（略）</p> <p>20 行為規制等府令第四条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第四条第一号中「法第四十二条第一項第十号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号」と、「法第二十八条第三号の二」とあるのは「証券取引法第二十八条第八項第三号の二」と、同条第三号中「法第六十七条第二項」とあるのは「証券取引法第六十七条第二項」と、「法第二十八条第八項第七号ハ」とあるのは「証券取引法第二十八条第七号ハ」と、「法第四十二条第一項第五号」とあるのは「証券取引法第四十二条第一項第五号」と、「令第十五条の七」とあるのは「外国証券業者に関する法律施行令第十二条の四において準用する証券取引法施行令第十五条の七」と、同条第五号中「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員」と、「法第四十四条第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条第一号」と、「第五条」とあるのは「外国証券業者</p>	<p>（業務の規制） 第二十四条（略） 2519（略）</p> <p>20 行為規制等府令第四条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第四条第一号中「法第四十二条第一項第十号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号」と、「法第二十八条第三号の二」とあるのは「証券取引法第二十八条第八項第三号の二」と、同条第三号中「法第六十七条第二項」とあるのは「証券取引法第六十七条第二項」と、「法第二十八条第八項第七号ハ」とあるのは「証券取引法第二十八条第七号ハ」と、「法第四十二条第一項第五号」とあるのは「証券取引法第四十二条第一項第五号」と、「令第十五条の七」とあるのは「外国証券業者に関する法律施行令第十二条の四において準用する証券取引法施行令第十五条の七」と、同条第五号中「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員」と、「法第四十四条第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条第一号」と、「第五条」とあるのは「外国証券業者</p>

に関する内閣府令第二十四条第十七項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条」と、同条第六号中「令第二十条第二項各号」とあるのは「証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十条第二項各号」と、「令第一条の四第一項」とあるのは「証券取引法施行令第一条の四第一項」と、「法第四条第一項第二号」とあるのは「証券取引法第四条第一項第二号」と、「令第二十四条第一項」とあるのは「証券取引法施行令第二十四条第一項」と、「令第七条第五項第十号」とあるのは「証券取引法施行令第七条第五項第十号」と、「令第二十条」とあるのは「証券取引法施行令第二十条」と、「法第四百九十九条第一項」とあるのは「証券取引法第四百九十九条第一項」と、「法第七十六条」とあるのは「証券取引法第七十六条」と、同条第八号中「法第六十六条第一項」とあるのは「証券取引法第六十六条第一項」と、「法第六十七条第一項」と、同条第九号中「法第六十三条第一項」とあるのは「証券取引法第六十三条第一項」と、「法第二十七条の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第二項」と、「法第二十七条の二十二の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二十二の二第二項」と、「第十号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十六項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十号」と、同条第十一号中「法第二条第十一項」とあるのは「証券取引法第二条第十一項」と、「第十二条第一項第七号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一

に関する内閣府令第二十四条第十七項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条」と、同条第六号中「令第二十条第二項各号」とあるのは「証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十条第二項各号」と、「令第一条の四第一項」とあるのは「証券取引法施行令第一条の四第一項」と、「法第四条第一項第二号」とあるのは「証券取引法第四条第一項第二号」と、「令第二十四条第一項」とあるのは「証券取引法施行令第二十四条第一項」と、「令第七条第五項第十号」とあるのは「証券取引法施行令第七条第五項第十号」と、「令第二十条」とあるのは「証券取引法施行令第二十条」と、「法第四百九十九条第一項」とあるのは「証券取引法第四百九十九条第一項」と、「法第七十六条」とあるのは「証券取引法第七十六条」と、同条第八号中「法第六十六条第一項」とあるのは「証券取引法第六十六条第一項」と、「法第六十七条第一項」と、同条第九号中「法第六十三条第一項」とあるのは「証券取引法第六十三条第一項」と、「法第二十七条の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第二項」と、「法第二十七条の二十二の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二十二の二第二項」と、「第十号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十六項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十号」と、同条第十一号中「法第二条第十一項」とあるのは「証券取引法第二条第十一項」と、「第十二条第一項第七号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一

項第七号」と、「登録金融機関」とあるのは「登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）」と、「証券仲介業者」とあるのは「証券仲介業者（証券取引法第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）」と、同条第十四号の二中「法第四十二条第一項第七号」とあるのは「証券取引法第四十二条第一項第七号」と、同条第十六号中「有価証券等清算取次ぎを除く。第十条第一号において同じ」とあるのは「有価証券等清算取次ぎを除く。」と、同条第十七号中「法第二十八条第一号」とあるのは「証券取引法第二十八条第一号」と、「法第二十四条第八項」とあるのは「証券取引法第二十四条第八項」と、「法第二十七条」とあるのは「証券取引法第二十七条」と、「法第二十四条の五第七項」とあるのは「証券取引法第二十四条の五第七項」と読み替えるものとする。

2130 (略)

項第七号」と、「登録金融機関」とあるのは「登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）」と、「証券仲介業者」とあるのは「証券仲介業者（証券取引法第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）」と、同条第十四号の二中「法第四十二条第一項第七号」とあるのは「証券取引法第四十二条第一項第七号」と、同条第十六号中「有価証券等清算取次ぎを除く。第十条第一号において同じ」とあるのは「有価証券等清算取次ぎを除く。」と読み替えるものとする。

2130 (略)